

確認申請書記入例

確認申請書の3・4・5面について、
木造住宅を想定して作成しました。

少しでもお役に立てれば幸いです。
ご質疑ご意見をお寄せください。

山口県建築住宅センター

083-921-8722

なお、使用している申請書は、
平成26年4月1日現在のものです。

第3面は敷地全体の
情報を記入します。

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 山口県〇〇市△△ □□□

注1【2. 住居表示】 山口県〇〇市△△ □□-□□-□□

住居表示がない場合は記入不要です。

注2【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定)
準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

注3【4. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

注4【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 22条区域

都市計画法第8条の地域
地区(用途地域を徐く)・
確認審査に係る地域
等を記入して下さい。
特別用途地区名・特定用
途制限地域・風致地区
駐車場整備地区
地区計画区域・建築協定
土砂災害特別警戒区域 等

注5【6. 道路】
【イ. 幅員】 4 m 注
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 15.7m

前面道路が複数ある
場合は、原則広い方
の道路について記入
してください。

【7. 敷地面積】

注6【イ. 敷地面積】 (1) (100.00㎡) (100.00㎡) () ()

注7【ロ. 用途地域等】 (第1種低層) (第2種中高層) () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

(80.00%) (160.00%) () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】

(50.00%) (60.00%) () ()

注8【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 200.00㎡

注9【ハ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 120.00%

注10【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 55.00%

注11【チ. 備考】

前面道路幅員に
よる制限(第2項)
を加味した数値を
記入して下さい。

複数の用途
地域にまた
がる場合は
用途地域ご
とに記入し
て下さい。

用途地域ごとに算出した
建築可能な面積の和から
計算してください。

注 幅員が4m未満の2項道路の場合は、法上の道路の幅(4m)を記入して下さい。

【この注意事項は、建築基準法施行規則で定められた様式の注意事項をそのまま掲載しています。】

注1 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。

注2 3欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。

注3 4欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域または区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。

注4 5欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

注5 6欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。

注6 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

注7 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対する敷地の部分について、それぞれ記入してください。

注8 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。

注9 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

注10 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。

注11 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合には、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

建築物及びその敷地に関する事項

【この注意事項は、建築基準法施行規則で定められた様式の注意事項をそのまま掲載しております。】

- 注12 8欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- 注13 9欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 注14 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「リ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- 注15 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- 注16 11欄の「ヌ」の延べ面積及び「ル」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」から「チ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。
また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ル」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。
 - (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
 - (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
 - (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
 - (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
 - (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- 注17 12欄の建築物の数は、延べ面積が10平方メートルを超えるものについて記入してください。

敷地全体の主要用途を別紙を参考に
して、具体的に記入して下さい。

注12 【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

注13 【9. 工事種別】
新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替
敷地内に申請以外の部分がありますので、増築です。

| | |
|------------|------------------------------------|
| 【10. 建築面積】 | (申請部分) (申請以外の部分) (合計) |
| 【イ. 建築面積】 | (100.00㎡) (20.00㎡) (120.00㎡) |
| 【ロ. 建ぺい率】 | 60.00% 小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで記入して下さい。 |

注14
注15
注16

| | |
|---------------------|--|
| 【11. 延べ面積】 | (申請部分) (申請以外の部分) (合計) |
| 【イ. 建築物全体】 | (140.00㎡) (20.00㎡) (160.00㎡) |
| 【ロ. 地階の住宅の部分】 | () () () |
| 【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 | () () () |
| 【ニ. 自動車車庫等の部分】 | () (20.00㎡) (20.00㎡) |
| 【ホ. 備蓄倉庫の部分】 | () () () |
| 【ヘ. 蓄電池の設置部分】 | () () () |
| 【ト. 自家発電設備の設置部分】 | () () () |
| 【チ. 貯水槽の設置部分】 | () () () |
| 【リ. 住宅の部分】 | (140.00㎡) () (140.00㎡) |
| 【ヌ. 延べ面積】 | 140.00 ㎡ 小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで記入して下さい。 |
| 【ル. 容積率】 | 70.00 % 車庫の面積が、敷地全体の延べ面積の合計の5分の1以下ですので、容積率算定の延べ面積は住宅の部分の面積となります。 |

注17 【12. 建築物の数】
【イ. 申請に係る建築物の数】 1
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 1

10㎡を超える建築物の数を記入します。

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物)(他の建築物)

注18 【イ. 最高の高さ】 (8.200 m)(2.500 m)

【ロ. 階数】 地上 (2)(1)
地下 () ()

注19 【ハ. 構造】 木 造 一部 造

注20 【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

注21 【ホ. 適用があるときは、特例の区分】
道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

天空率により
高さ制限に
適合させる場合は
有です。

法43条許可(接道)
都計法29条許可(開
発)・43条許可(調整
区域)・53条許可(都
市計画施設内)
宅造法8条許可 等

注22 【14. 許可・認定等】 開発許可 平成〇〇年△△月□□日 〇〇第△△号

申請建築物あるいは敷地について、建築基準関係規定に基づく許可・認定を受けている場合は、許可・認定の種別及び年月日、番号を記入して下さい。

【15. 工事着手予定年月日】 平成〇〇年 △△月 □□日

確認済証の交付日より後の日

【16. 工事完了予定年月日】 平成〇〇年 △△月 □□日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 平成 年 月 日 ()
(第 回) 平成 年 月 日 ()
(第 回) 平成 年 月 日 ()

中間検査の対象建築物
(一戸建ての住宅の場合
分譲住宅が対象です。)
の場合は、記入が必要です。

注24 注25 【18. その他必要な事項】

法第86条の7の適用有 (別添既存不適格調書)

記入例のように、特に確認を受けようとする事項があれば記入して下さい。

注26 【19. 備考】

倉庫10.00㎡

申請部分に10㎡以下の別棟がある場合は、その情報を記入して下さい。

【この注意事項は、建築基準法施行規則で定められた様式の注意事項をそのまま掲載しております。】

注18 13欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2以上ある場合において、最大のを記入してください。

注19 13欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。

注20 13欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

注21 13欄の「ホ」は、建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

注22 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について14欄又は別紙に記載して添えてください。

注23 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「ル」は、百分率を用いてください。

注24 建築基準法第86条の7又は同法第86条の8の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を18欄又は別紙に記載して添えてください。

注25 ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。

注26 計画の変更申請の際は、19欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

注1
注2

(第四面)

第4面は申請建物についての情報を記入します。申請建物が複数ある場合は各棟(10㎡以内のものを除く)毎に作成して下さい。

建築物別概要

注3 【1. 番号】 1

申請建築物ごとに通し番号を記入してください。

【2. 用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅
(区分)
(区分)
(区分)
(区分)

注4

申請建築物の用途を別紙を参考にして、具体的に記入して下さい。

注5

【3. 工事種別】 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

申請建築物には申請以外の部分がありませんので、新築です。

【4. 構造】 木 造 一 部 造

注6

【5. 耐火建築物】 その他

耐火建築物、準耐火建築物(イ-1)、準耐火建築物(イ-2)、準耐火建築物(ロ-1)、準耐火建築物(ロ-2) 又はその他のうち該当するものを記入して下さい。

【6. 階数】
【イ. 地階を除く階数】 2
【ロ. 地階の階数】 0
【ハ. 昇降機塔等の階の数】 0
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】 0

注7

注8

【7. 高さ】
【イ. 最高の高さ】 8.200 m
【ロ. 最高の軒の高さ】 6.200 m

注9

【8. 建築設備の種類】 給排水設備・電気設備・ガス設備・換気設備

【この注意事項は、建築基準法施行規則で定められた様式の注意事項をそのまま掲載しております。】

- 注1 この書類は、申請建築物ごと(延べ面積が10平方メートル以内のものを除く。以下同じ。)に作成してください。
- 注2 この書類に記載する事項のうち、10欄から15欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- 注3 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- 注4 2欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。
- 注5 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 注6 5欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イ-1)」、「(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第115条の2の2第1項第1号に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)」、「準耐火建築物(イ-2)」、「(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イ-1)に該当するものを除く。)をいう。)」、「準耐火建築物(ロ-1)」、「(同法施行令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)」、「準耐火建築物(ロ-2)」、「(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)」又は「その他」のうち該当するものを記入してください。
- 注7 6欄の「ハ」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。
- 注8 6欄の「ニ」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。
- 注9 8欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には、当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。

【この注意事項は、建築基準法施行規則で定められた様式の注意事項をそのまま掲載しております。】

- 注10 9欄の「イ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 注11 9欄の「ロ」は、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。
- 注12 9欄の「ニ」は、当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあっては8欄の概要及び9欄の「ハ」（し尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに11欄から14欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあっては8欄の概要及び9欄の「ハ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。
- 注13 10欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- 注14 14欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。
- 注15 15欄は、「水洗」、「くみ取り」又は「くみ取り（改良）」のうち該当するものを記入してください。
- 注16 ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、16欄又は別紙に記載して添えてください。
- 注17 申請建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、17欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。
- 注18 計画の変更申請の際は、17欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

【9. 確認の特例】

注10 注11 【イ. 建築基準法第6条の3第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無
 【ロ. 適用があるときは、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】
 第 3 号

【ハ. 建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、当該認定型式の認定番号】

注12 【ニ. 建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当するときは、当該認証番号】

| 【10. 床面積】 | (申請部分) | (申請以外の部分) | (合計) |
|--------------------|-------------|-----------|-------------|
| 注13 【イ. 階別】 (2階) | (50.00㎡) | () | (50.00㎡) |
| (1階) | (90.00㎡) | () | (90.00㎡) |
| (階) | () | () | () |
| (階) | () | () | () |
| (階) | () | () | () |
| (階) | () | () | () |
| 【ロ. 合計】 | (140.00㎡) | () | (140.00㎡) |

【11. 屋根】 和瓦葺き

【12. 外壁】 窯業系サイディング (PC030〇〇-△△△△)

【13. 軒裏】

防火性能の制限がある場合は、個別認定番号、仕様告示番号等を記入し、必要な防火性能を有していることを明示してください。

注14 【14. 居室の床の高さ】 550mm

最下階の床の直下の地面からの高さを記入します。450未満の場合は、(床下コンクリート)等の追記をお願いします。

注15 【15. 便所の種類】 水洗 (公共下水)

注16 【16. その他必要な事項】 住宅用防災機器 (NSマーク)

申請建物に便所がある場合、水洗又は汲み取りのいずれかを記入して下さい。水洗の場合は、汚水処理について次のような追記をお願いします。

注17 【17. 備考】

注18

(公共下水) (団地内集中合併浄化槽)
(合併浄化槽) (農業集落排水施設) 等

注1
注2

(第五面)

第5面は申請建築物の
各階の情報を記入します。

建築物の階別概要

注3 【1. 番号】 1

第4面の1欄の番号を記入します。

【2. 階】 1

注4

【3. 柱の小径】 120mm 木造軸組工法の場合のみ記入します。

【4. 横架材間の垂直距離】 2,680mm 木造軸組工法の場合のみ記入します。

【5. 階の高さ】 2,900mm その階の床から上階の床までの寸法を記入します。

【6. 天井】
【イ. 居室の天井の高さ】 2,400mm 各居室の平均天井高のうち
一番小さいものを記入します。

注5 【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】
有 無

注6 【7. 用途別床面積】

| | (用途の区分) | (具体的な用途の名称) | (床面積) |
|------|---------|-------------|----------|
| 【イ.】 | (08010) | (一戸建て住宅) | (90.00㎡) |
| 【ロ.】 | () | () | () |
| 【ハ.】 | () | () | () |
| 【ニ.】 | () | () | () |
| 【ホ.】 | () | () | () |
| 【ヘ.】 | () | () | () |

当該階の用途を別紙を参考にして、
具体的に記入して下さい。
用途が複数ある場合は、用途ごとに
記入して下さい。

注7 【8. その他必要な事項】

木造で、軸組工法以外の場合は、その工法を記入して下さい。
桝組壁工法、丸太組構法 等

注8 【9. 備考】

【この注意事項は、建築基準法施行規則で定められた様式の注意事項です。】

- 注1 この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- 注2 この書類は、各申請建築物の階ごとに作成してください。ただし、木造の場合は3欄から8欄まで、木造以外の場合は5欄から8欄までの記載内容が同じときは、2欄に同じ記載内容となる階を列記し、併せて1枚とすることができます。
- 注3 1欄は、第二号様式の第四面の1欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- 注4 3欄及び4欄は、木造の場合にのみ記入してください。
- 注5 6欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 注6 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- 注7 ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。
- 注8 計画の変更申請の際は、9欄に第五面に係る部分の変更の概要について記入してください。

注1
注2

(第五面)

第5面は申請建築物の
各階の情報を記入します。

建築物の階別概要

注3 【1. 番号】 1

第4面の1欄の番号を記入します。

【2. 階】 2

注4 【3. 柱の小径】 120mm

木造軸組工法の場合のみ記入します。

【4. 横架材間の垂直距離】 2,680mm

木造軸組工法の場合のみ記入します。

【5. 階の高さ】 最上階の場合は無記入とするか、その階の床から桁の天端までの寸法を記入します。

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 2,400mm

各居室の平均天井高のうち
一番小さいものを記入します。

注5 【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】
有 無

注6 【7. 用途別床面積】

| | (用途の区分) | (具体的な用途の名称) | (床面積) |
|------|---------|-------------|----------|
| 【イ.】 | (08010) | (一戸建て住宅) | (90.00㎡) |
| 【ロ.】 | () | () | () |
| 【ハ.】 | () | () | () |
| 【ニ.】 | () | () | () |
| 【ホ.】 | () | () | () |
| 【ヘ.】 | () | () | () |

当該階の用途を別紙を参考にして、
具体的に記入して下さい。
用途が複数ある場合は、用途ごとに
記入して下さい。

注7 【8. その他必要な事項】

木造で、軸組工法以外の場合は、その工法を記入して下さい。
桝組壁工法、丸太組構法 等

注8 【9. 備考】

【この注意事項は、建築基準法施行規則で定められた様式の注意事項です。】

- 注1 この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- 注2 この書類は、各申請建築物の階ごとに作成してください。ただし、木造の場合は3欄から8欄まで、木造以外の場合は5欄から8欄までの記載内容が同じときは、2欄に同じ記載内容となる階を列記し、併せて1枚とすることができます。
- 注3 1欄は、第二号様式の第四面の1欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- 注4 3欄及び4欄は、木造の場合にのみ記入してください。
- 注5 6欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 注6 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- 注7 ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。
- 注8 計画の変更申請の際は、9欄に第五面に係る部分の変更の概要について記入してください。

別紙（抜粋）【建築基準法施行規則の別記様式から抜粋し、具体的用途の例を加筆したものです。】

| 建築物又は建築物の部分の用途の区分 | 用途を示す記号 | 具体的な用途の例 |
|---|---------|---|
| 一戸建ての住宅 | 08010 | 一戸建ての住宅 |
| 長屋 | 08020 | 長屋 |
| 共同住宅 | 08030 | 共同住宅 |
| 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの | 08060 | 会計事務所兼用住宅 美容院兼用住宅 等 |
| 工場（自動車修理工場を除く。） | 08340 | 石材加工場 弁当製造工場 等 |
| 日用品の販売を主たる目的とする店舗 | 08438 | 洋服店 食料品店 等 |
| 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 | 08456 | 理髪店 美容院 洋服店 パン屋 菓子屋 学習塾 囲碁教室 等 |
| 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 08458 | 銀行（支店） 損害保険代理店 等 |
| 事務所 | 08470 | 事務所（建設業） 税理士事務所 等 |
| 自動車車庫 | 08490 | 自動車車庫 |
| 自転車駐車場 | 08500 | 自転車駐車場 駐輪場 |
| 倉庫業を営まない倉庫 | 08520 | 農業用倉庫 建設業用倉庫 住宅用倉庫 等 |
| その他 | 08990 | |